

**軽自動車の名義変更(正式には検査証記入申請といいます)**

**譲渡・売買の場合**

**旧所有者が用意するもの**

1 自動車検査証(有効期限内のもの、車検切れは不可)

2 印鑑(認印で可)または申請依頼書(代理人が申請する場合)  
車検証記載の所有者が自動車販売会社や信販会社の場合は、その会社の申請依頼書、所有者承諾書が必要です。ローン完済時に送られてきた書類等に、請求方法などが詳しく書いてありますのであらかじめ請求し取り寄せてください。ローン完済時に送られてきた書類等がない場合は、所有者となっている会社に直接問い合わせてください。

3 ナンバープレート(管轄が変更になる場合)

**新使用者が用意するもの**

**次のうちいずれかのもの**

- 1 ①個人の場合 住民票(発行後3ヶ月以内)  
②法人の場合 登記簿謄本または登記事項証明書(発行後3ヶ月以内)

2 印鑑(認印で可)または申請依頼書(代理人が申請する場合)

**軽自動車検査事務所で用意するもの**

- 3 ①申請用紙(軽第1号様式)約30~40円 売店で購入  
②軽自動車税申告書 無料 窓口で配布

**届出申請終了後に警察署へ届け出るもの**

4 自動車保管場所届出書(保管場所届出義務等の適用地域の場合)いわゆる車庫証明。同居の親族間での譲渡などで住所(使用の本拠の位置)の表示に変更がない場合は不要。ただし引越しなどで車検証記載の住所と現住所が異なっている場合は必要です。